

(事業革新設備導入計画の認定)

第八条 事業者は、その実施しようとする事業革新設備の導入に関する計画(以下「事業革新設備導入計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2・3 省 略

(事業革新設備導入計画の変更等)

第九条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業革新設備導入事業者」という。)は、当該認定に係る事業革新設備導入計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

2・4 省 略

(課税の特例)

第十七条 事業革新を行う認定共同事業再編事業者が、認定共同事業再編計画に従って他の認定共同事業再編事業者と共同で新たに法人(当該認定共同事業再編事業者及び当該他の認定共同事業再編事業者の役員又は従業員がその常勤の取締役として経営に従事するものであることにつき主務大臣の確認を受けたものに限る。)を設立するために現物出資を行う場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 認定事業再構築事業者(事業革新を行うものに限る。)、認定共同事業再編事業者若しくはその関係事業者又は認定経営資源再活用事業者(事業革新を行うものに限る。)のうち、特定施設撤去等(施設の相当程度の撤去(以下「特定施設撤去」という。))又

は設備の相当程度の廃棄（以下「特定設備廃棄」という。）を行うことをいい、当該特定施設撤去又は特定設備廃棄を行うことに伴い必要となるものとして政令で定める行為を併せて行う場合にあつては、当該行為を含む。）を行うものとして主務大臣の確認を受けた法人が、認定計画に従つて当該確認に係る特定施設撤去等を行った場合において、当該特定施設撤去等により欠損金を生じたときは、租税特別措置法の定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越し又は法人税の還付について特別の措置を講ずる。

3 認定共同事業再編事業者から政令で定める方法により施設又は設備に係る特定施設撤去等を行う事業者が認定共同事業再編計画に従つて当該施設又は設備に係る特定施設撤去等を行うことにつき、当該認定共同事業再編事業者が主務大臣の確認を受けた場合において、当該関係事業者が行つた当該確認に係る特定施設撤去等により、当該認定共同事業再編事業者が欠損金を生じたときも、前項と同様とする。この場合においては、当該関係事業者は、同項の規定による主務大臣の確認を受けることができない。

○産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案（抄）

附 則

（事業再構築計画に関する経過措置）

第四条 省 略

2 省 略

3 この法律の施行前に旧法第三条第一項に規定する事業再構築計画（旧法第二条第二項

第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められていているものに限る。）に係る旧法第三条第一項の認定（旧法第四条第一項の変更の認定を含む。次条第一項において同じ。）を受けた旧法第四条第一項の認定事業者が、この法律の施行後に当該認定に係る事業再構築計画（新法第四条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って旧法第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄を行う場合には、同項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 3 4 省 略

5 この法律において「自動車破砕残さ」とは、解体自動車を破砕し、金属その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。

6 3 17 省 略

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第二十一条 省 略

2 療養病床を有する診療所は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有しななければならない。

一 厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護師及び看護の補助その他の業務の従業者

二 機能訓練室

三 その他厚生労働省令で定める施設

第三十一条 この章において、「公的医療機関」とは、都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（民間都市再生事業計画の認定）

第二十条 都市再生緊急整備地域内における都市開発事業であつて、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とし、当該都市開発事業を施行する土地の区域（以下「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生事業に関する計画（以下「民間都市再生事業計画」という。）を作成し、平成十九年三月三十一日までに国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 民間都市再生事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業区域の位置及び面積

二 七 省 略

(民間都市再生事業計画の認定基準等)

第二十一条 国土交通大臣は、前条第一項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があつた場合において、当該申請に係る民間都市再生事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一 当該都市再生事業が、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を緊急に推進する上で効果的であり、かつ、当該地域を含む都市の再生に著しく貢献するものであると認められること。

二 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が、地域整備方針に適合するものであること。

三 工事着手の時期、事業施行期間及び用地取得計画が、当該都市再生事業を迅速かつ確実に遂行するために適切なものであること。

四 当該都市再生事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

2 国土交通大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該都市再生事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者(以下「公共施設の管理者等」という。)の意見を聴かなければならない。

(計画の認定の通知)

第二十三条 国土交通大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係地方公共団体、公共施設の管理者等及び民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号。以下「民間都市開発法」という。）第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構（以下「民間都市機構」という。）に通知するとともに、計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）の氏名又は名称、事業施行期間、事業区域その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

(民間都市再生事業計画の変更)

第二十四条 認定事業者は、計画の認定を受けた民間都市再生事業計画（以下「認定計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 省 略

(報告の徴収)

第二十五条 国土交通大臣は、認定事業者に対し、認定計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る都市再生事業（以下「認定事業」という。）の施行の状況について報告を求めることができる。

○高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十六号

による改正後）（抄）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 省 略

三 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する特定建築物で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするこ
とが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

四 省 略

（認定建築物の容積率の特例）

第八条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第六項、第十一項及び第十三項、第五十二條の二第三項第二号、第五十二条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九條の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八條の三第一項、第六十八條の四、第六十八條の五（第一号イを除く。）、第六十八條の五の二第一項（第一号ロを除く。）、第六十八條の五の三（第一号ロを除く。）、第六十八條の五の四第一項第一号ロ、第六十八條の八、第六十八條の九、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八條の九に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高

限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第五項に定めるもののほか、計画の認定を受けた計画（第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定建築物」という。）の特定施設の床面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超えることとなるもので政令で定める床面積は、算入しないものとする。

○マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百十号）による改正後）（抄）

（事業計画の縦覧及び意見書の処理）

第十一条 都道府県知事は、第九条第一項の規定による認可の申請があつたときは、施行マンションとなるべきマンションの敷地（これに隣接する土地を合わせて施行再建マンションの敷地とする場合における当該土地（以下「隣接施行敷地」という。）を含む。）の所在地の市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならぬ。ただし、当該申請に関し明らかに次条各号のいずれかに該当しない事実があり、認可すべきでないと認めるときは、この限りでない。

2 5 省 略

（区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求）

第十五条 組合は、前条第一項の公告の日（その日が区分所有法第六十三条第二項の期間

の満了の日前であるときは、当該期間の満了の日）から二月以内に、区分所有法第六十条第三項第四項に規定する建替えに参加しない旨を回答した区分所有者（その承継人を含み、その後に建替え合意者となったものを除く。）の敷地利用権についても、同様とする。

2 省 略

3 区分所有法第六十三条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定による請求があった場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第四項」とあるのは、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律第十五条第一項」と読み替えるものとする。

○マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 五 省 略

六 施行マンション マンション建替事業を施行する現に存するマンションをいう。

七 施行再建マンション マンション建替事業の施行により建築された再建マンションをいう。

八 十五 省 略

(施行の認可)

第四十五条 省 略

2 前項の規定による認可を申請しようとする者は、その者以外に施行マンションとなるべきマンション又はその敷地（これに隣接する土地を合わせて施行再建マンションの敷地とする場合における当該土地（以下「隣接施行敷地」という。）を含む。）について権利を有する者があるときは、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならぬ。ただし、その権利をもって認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

3・4 省 略

(権利変換計画に関する総会の議決に賛成しなかつた組合員に対する売渡し請求等)

第六十四条 省 略

2 省 略

3 組合において、権利変換計画について総会の議決があつたときは、当該議決に賛成しなかつた組合員は、当該議決があつた日から二月以内に、組合に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で買い取るべきことを請求することができる。

○国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）（抄）

(一時借入金及び融通証券)

第六条 国有林野事業勘定において、運転資金に充てるため必要があるときは、この勘定

の負担において、一時借入金をなし又は融通証券を発行することができる。

② 前項に規定する一時借入金及び融通証券は、当該年度内にこれを償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、この勘定の負担において、借入金をし、又は融通証券を発行することができるとができる。

③ ・ ④ 省 略

○石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）（抄）

（一時借入金等）

第十二条 省 略

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

3 省 略

（一時借入金の借入れ及び償還の事務）

第十三条 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、財務大臣が行う。

○外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省 略

二 外国証券会社 次条第一項の登録を受けた外国証券業者をいう。

三 八 省 略

(営業の登録)

第三条 外国証券業者は、証券取引法第二十八条(証券業の登録)の規定にかかわらず、当該外国証券業者がその国内における証券業の本拠として設ける一の支店(以下「主たる支店」という。)について内閣総理大臣の登録を受けた場合に限り、当該主たる支店及び当該外国証券業者が設ける他の支店において証券業(第七条第一項各号に掲げる業務を除く。)を営むことができる。

2 省 略

○商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)(抄)

(定義)

第二条 省 略

2 5 省 略

6 この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう。

一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつてゐる商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができると取引

二 当事者が商品についてあらかじめ約定する価格（以下「約定価格」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

三 当事者が商品指数についてあらかじめ約定する数値（以下「約定指数」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利（以下「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ 第一号に掲げる取引

ロ 第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）

ハ 前号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）

7 この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場商品指数ごとに、次に各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引を行うために商品取引所が開設する市場をいう。

一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る前項第一号に掲げる取引又は同項第二号に掲げる取引

二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る前項第三号に掲げる取引

8 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款で定めるところにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に應じて当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとする。

一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引

イ 二省略

ホ 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上場商品の売買取引を成立させることができる権利（以下「実物オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

二 省略

○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）（抄）

（定義）

第二条 省略

2 この法律において「飼料」とは、家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいう。

4 この法律において「製造業者」とは、飼料又は飼料添加物の製造（配合及び加工を含む。以下同じ。）を業とする者をいい、「輸入業者」とは、飼料又は飼料添加物の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、飼料又は飼料添加物の販売を業とする者で製造業者及び輸入業者以外のものをいう。

○牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「牛海綿状脳症」とは、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二条第一項の表十五の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。

○特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

第四十六条 特定非営利活動法人は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）を除く。）」と、

同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人を除く。）
」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」
とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人
等」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人を除く。）」と、租税特別措置法（
昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みな
されているもの」を「みなされているもの（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七
号）第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるもの
に限る。）」とする。

2・3 省 略

○森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

（森林施業計画）

第十一条 省 略

2・3 省 略

4 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林施業
計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該森林施業計画が適当である
旨の認定をするものとする。

一 第二項第一号に掲げる長期の方針が、森林施業計画の対象とする森林の整備を図る
ために有効かつ適切なものであること。

二 第二項第三号から第六号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。

イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準

ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準

三 市町村森林整備計画の内容に照らして相当であると認められること。

(死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等)

第十七条 第十一条から第十三条まで、第十五条若しくは前条の規定又はこれらの規定に基づく農林水産省令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第十一条第一項の規定による認定の請求をした者又は認定森林所有者等が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合には、その包括承継人に対しても、その効力を有する。

2・3 省 略

○森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 この法律において「森林の保健機能の増進」とは、次に掲げる事項の一体的な推進により、森林の有する保健機能が向上することをいう。

一 省 略

二 森林の有する保健機能を高度に発揮させるための公衆の利用に供する施設で政令で定めるもの（その設置によつて森林の現に有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないと認められるものに限る。以下「森林保健施設」という。）の整備。

○農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（抄）

（定義）

第四条 省 略

2 省 略

3 この法律において「農業経営基盤強化促進事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。

一 農用地について利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用賃借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）の設定若しくは移転又は所有権の移転（以下「利用権の設定等」という。）を促進する事業（これと併せて行う事業で、第一項第二号から第四号までに掲げる土地について利用権の設定等を促進するものを含む。以下「利用権設定等促進事業」という。）

二〇四 省 略

(農用地利用集積計画の公告)

第十九条 同意市町村は、農用地利用集積計画を定めるときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

○農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)(抄)

(農業振興地域の指定)

第六条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。

2〇6 省 略

○農林中央金庫及び特定農林水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)(抄)

(全部事業譲渡契約書の承認)

第二十五条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等は、事業譲渡(第二条第四項第一号及び第四号に掲げるものに限る。以下この章において同じ。)のうち使用事業の全部の譲渡に係るもの(以下「全部事業譲渡」という。)を行うには、全部事業譲渡契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない。

2 省 略

(一部事業譲渡契約書の承認)

第二十六条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等は、事業譲渡のうち信用事業の一部の譲渡に係るものを行うには、一部事業譲渡契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない。

2 3 4 省 略

○農業協同組合法 (昭和二十二年法律第三百三十二号) (抄)

第五十条の二 省 略

② 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、同号の事業を行う他の組合の信用事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

③ 3 4 省 略

第七十条 第十二条第二項第一号の規定による会員が一人になつた農業協同組合連合会の同号の規定による会員たる組合は、当該農業協同組合連合会の権利義務(当該農業協同組合連合会がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該農業協同組合連合会が出資組合である場合において、その会員に第十二条第二項第二号又は第三号の規定による会員があるとき。